

日本國憲法の全文節索引の作成

大駒 誠一

一、始めに

索引には常に不満を覚えている。索引で探したいところが見つからないことが多いからである。たとえば、和歌の下の句の後半の「ながめせしまに」から小野小町の「花の色はうつりにけりないたづらに我が身世にふるながめせしまに」が探せる百人一首や古今和歌集の索引というのはまだ見たことがない。また、専門書にはたいいてい巻末に索引が載っているが、その索引は、その本の著者が適当に選んだいわゆる重要名詞ばかりで、それもかなり杜撰であることが多く、なかなか目的の個所にたどりつけないのである。そこで、ある一つの文書のすべての文節の索引を作ること考えた。取捨選択をせずすべての文節を索引に載せれば、必要な個所が探せないということとはなくなる。さらに、文節索引にすれば、「召集が」、「召集する」、「召集を」など、その語が主語として使われているか、目的語として使われているか、あるいは、名詞であるか、動詞であるかも索引から知ることができる。単に名詞の「召集」だけでは、索引を見て一々本文にあたらなないとこれらのことはわからない。

本稿では、コンピュータを最大限利用して、すなわち、できるだけ人間は楽をして文節索引を作ること考える。とは言え、現在では、原文献をコンピュータに見せたらすぐ索引ができ上がるほどコンピュータは進歩していない。かなり人間がいろいろと手をださなければ索引は作れないのが現状である。

その文節索引を作る対象としては、日本國憲法を採用した。これは日本國民であれば誰でも良く知っている上、文字の数が約一万字と分量も実験には手頃であり、索引ができれば憲法の研究に少しは役に立つだろうと考えたからである。すなわち、「天皇」という言葉は日本國憲法には何回登場するか、「内閣總理大臣」はどこどこに出ているかなどが簡単にわかれば何かと便利であろう。

二、文節

文節とは、「文を読む際、自然な発音によって区切られる最少の単位」（新村出編広辞苑、岩波書店）であって、自然な区切りであるかどうかはそれを読む人の主観に左右される極めて曖昧な定義である。しかし、本稿では、この曖昧さを大いに活用して、筆者の主観で文節分けを行なった。専門家からみればおかしな文節の切り方をしているところが多々あると思うが、これはあくまでも索引であって、文節分けの手本ではないということ容赦願う事にする。

なお、「衆議院議員」のような複合語は「衆議院議員」からも「議員」からも引けるように二重に索引に入れた。

三、日本國憲法の原文

日本國憲法は、いうまでもなく、昭和二十一年十一月三日官報^①に公布され、翌昭和二十二年五月三日に施行され、その後一度もどこも改正されたことがない。この官報の公布が、当用漢字および現代かなづかいの内閣告示(昭和二十一年十一月十六日)の十三日前であり、当然のことながら、日本國憲法はすべて旧漢字、旧仮名遣いで書いてある。しかるに、現今の憲法に関する本、たとえば、六法全書やその他の日本國憲法を引用している文献は、すべて当用漢字、現代かなづかいに直して載せてある。これは、誠にけしからんことであつて、日本國憲法はあくまでも前記官報に載つた記述が唯一のものであり、改正しない限りこれを勝手に当用漢字や現代かなづかいに直してしまうことは、私的な憲法改竄であり許されないところである。さらに、

第九条 「戦争の放棄、戦力および交戦権の否認」日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。
(この部分は、六法全書^②からの引用なので当用漢字になっている)

の例に見るごとく、六法全書を始めとする日本國憲法の参考書はたいいてい「」内に各條の見出し、および②、③といった項の番号が付いている。これらは本来の日本國憲法には書いてなく、六法全書その他の編集者が勝手に付けたものである。憲法の解説書であればどう料理しよう構わないが、六法全書には、日本國憲法は官報に記載されている通り、一字も追加削除変更などせずに正確に載せるべきで、一言半句といえども改変は許されなければずである。

本稿で取り扱っているのは、無論、前記官報に掲載された旧漢字、旧仮名遣いのままの日本國憲法である。

官報は、天皇陛下の公布のお言葉に始まり、御名御璽、日付、当時の大臣名が前部に並んでいるが、この索引にはここまでを省き、「日本國憲法」の見出しを含む前文から始まって第一條から第百三條までを索引の対象とした。

四、全文節索引の作り方

コンピュータを使って、全文節索引を作るには、当然のことながら、まず、コンピュータの読める形の原文テキストが要る。インターネットには、日本國憲法の原文テキストがいくつも載っているが、いずれも、当用漢字、現代かなづかいに直してしまつたものばかりだったので使えなかつた。

文節は、たとえば、「場合には」なら、「場合」という自立語(名詞や動詞、副詞など)と「には」という補助語(以下、これを文節語尾という)からなる。そのため、自立語辞書と文節語尾辞書が必要となる。

自立語辞書は、日本國憲法に出てくるすべての自立語とその読みを集めたものである(図1)。

成立・せいりつ
政治・せいじ
政治上・せいじじょう
政治的・せいじてき
政治! 道德・せいじ! どうとく
政治! 犯罪・せいじ! はんざい
政府・せいふ
政令・せいれい
正義・せいぎ
正當・せいとう
生活・せいかつ
生活! 部面・せいかつ! ぶめん
生存・せいぞん
生命・せいめい
誠實・せいじつ
誓ふ・ちかふ
請願・せいがん
責任・せきん
責務・せきむ
接受・せつじゅ
攝政・せつしょう
設け・もうけ
設ける・もうける
設置・せっち
説明・せつめい
絶對・ぜつたい

(!は複合語の切れ目)

図1 自立語辞書(一部)

文節語尾辞書は日本國憲法に出てくるすべての文節語尾を集めたものである(図2)。

この原文テキスト、自立語辞書、文節語尾辞書の作成はまったくの手作業による。

か
し
な
い
は
る
た
れ
た
れ
ず
で
も
は
の
に
が
は
る
て
し
か
あ
を
も
は
の
に
な
と
す
る
し
な
い
は
る
た
れ
た
れ
ず
で
も
は
の
に
が
は
る
て
し
か
あ
を
も
は
の
に
な
と

(文字数の多い順に並べてある)

図2 文節語尾辞書(一部)

この三つがそろるとコンピュータ処理が始まり、必要な処理のプログラムを書く。そのプログラムによる処理は、まず日本國憲法の原文を読み、自立語辞書を引き一致する語を探す。たとえば、自立語辞書と一致する「場合」が原文の中から見つかったとする。次にその「場合」に、文節語尾辞書にある文節語尾を順につけた「場合されず」「場合なので」「場合にも」「場合には」「場合との」などとして、原文と一致するかどうか調べる。一致したらそれを文節とみなし、自立語辞書から読みをとってきて、読みと文節とその條と項の番号をつけて出力する(図3)。この操作を原文テキスト全部について行なう。

次にこれを読み
のあいいうえお順
に並べ替える
(図4)。

のち-後. 60- 1
のち-後. 67- 1
のち-後. 79- 1
のちに-後に. 70- 0
のちの-後の. 38- 1
はあい-場合に. 60- 1
はあい-場合に. 67- 1
はあい-場合に. 79- 2
はあいには-場合には. 5- 0
はあいには-場合には. 38- 2
はあいには-場合には. 45- 0
はあいには-場合には. 54- 2
はあいには-場合には. 71- 0
はあいには-場合には. 82- 1
はあいにも-場合にも. 37- 2
はあいを-場合を. 18- 0
はあいを-場合を. 33- 0
はあいを-場合を. 35- 0
はあいを-場合を. 50- 0
はあいを-場合を. 56- 1
はあいを-場合を. 59- 0
はあいを-場合を. 73- 6
はあいを-場合を. 78- 0
はあいを-場合を. 103- 0
はいくうしやの-配偶者の.
24- 1
はいし-廢止. 16- 0

(同じ文節が集まる)

図4 あいうえお順に
並べ替え (一部)

これを-これを. 82- 0
おこなふ-行ふ. 82- 0
さいはんしよか-裁判所が. 82- 1
さいはんかんの-裁判官の. 82- 1
せんいんいつちて-全員一致で.
82- 1 *
いつちて--一致で. 82- 1 *
おおよけの-公の. 82- 1
ちつしよ-秩序. 82- 1
または-又は. 82- 1
せんりようの-善良の. 82- 1
ふうそくを-風俗を. 82- 1
かいする-害する. 82- 1
おそれか-虞が. 82- 1
あると-あると. 82- 1
けつした-決した. 82- 1
はあいには-場合には. 82- 1
たいしんは-對審は. 82- 1
こうかいしないで-公開しないで.
82- 1
これを-これを. 82- 1
おこなふ-行ふ. 82- 1
ことか-ことが. 82- 1
できる-できる. 82- 1
たたし-但し. 82- 1
せいしはんさい-政治犯罪. 82- 1 *
はんさい-犯罪. 82- 1 *
しゅつはんに-出版に. 82- 1

(*印は複合語、重複して切り出す)

図3 文節の切り出し (1部)

すると、同じ読みの文節はまとまるので、同じ文節は條と項の番号を含めて一つにし、読みを除いて出力する(図5)。

場合に	60-1, 67-1, 79-2
場合には	5, 38-2, 45, 54-2, 71, 82-1
場合にも	37-2
場合を	18, 33, 35, 50, 56-1, 59, 73-6, 78, 103
配偶者の	24-1
廢止	16
賠償を	17
排除する	前
博愛の	89
初めて	70, 79-1 * 2
場所	35
八	7-8
發言する	63
發し	33
發する	35-1
發せられ	35
罰則を	73-6
發動たる	9
範囲内で	94
判決は	82
犯罪	82-1 * 2
犯罪に	18, 39
犯罪を	33
反しない	13, 22
(同じ文節は1項にまとめ、 読みを削除)	

図5 文節索引(一部)

最後に、これを印刷用に整形して全文節索引が完成する(付録)。しかし、これは一度ですんなりと終わるようなものではなく、原文や自立語辞書や文節語尾辞書の入力ミス、プログラムの間違い、各種の勘違いなどで、上記操作を何回も何回も訂正しては繰り返すことになる。その繰返しは一々数えなかつたが、その回数は数十回におよんだ。そうしてようやくできあがったのが、付録とした「日本國憲法全文節索引」である。

五、副産物

この日本國憲法全文節索引作成中に副産物がたくさんできた。

五―一 文字の種類と使用回数

日本國憲法で使われている文字の種類と使用回数は表1の通りである。句読点（、。）を含まないと六三四種九二三八文字、句読点を含めると全使用文字は六三六種九九三文字となる。約一万字である。カタカナは一字も使っていない。また、拗音（や、ゆ、よ など）はなく、促音は「あつて」のように書いて、小さい「っ」は使っていない。「々」は「各々」として六回登場するが、ここでは漢字として数えた。「々」は普通の漢和辞典には文字として入っていない。

表1 文字の種類と使用回数

文 字	種類	使用回数
ひらがな	53	4406
カタカナ	0	0
漢字（々を含む）	581	4832
句読点（、。）	2	755
計（句読点を含まず）	634	9238
計（句読点を含む）	636	9993

表2―1は六三六種各文字の使用回数（十一回以上）である。これをみると、日本國憲法には、だいたい二十字に一回「の」と「」が使われ、三十字に一回「る」、「を」、「は」が使われていることがわかる。表2―2は使用回数が十回以下の字をまとめたものである。

表2-1 文字の使用回数 (11回以上)

文字	回数	文字	回数	文字	回数	文字	回数	文字	回数	文字	回数
の	533	め	78	一	40	所	25	以	17	者	13
、	532	會	78	さ	39	有	25	除	17	章	13
る	333	ら	77	あ	37	兩	25	上	17	席	13
を	309	院	73	三	37	五	24	由	17	前	13
は	307	定	69	任	37	總	24	期	16	分	13
に	279	き	61	務	36	べ	23	規	16	力	13
。	223	け	61	關	36	合	23	高	16	團	13
す	213	行	61	閣	35	自	23	最	16	開	12
こ	202	び	59	り	34	七	23	保	16	教	12
な	202	律	57	事	32	日	23	項	15	刑	12
と	188	權	56	憲	31	九	22	認	15	信	12
れ	188	員	52	二	31	臣	22	年	15	特	12
し	163	判	52	他	29	八	22	名	15	別	12
議	154	及	51	か	28	要	22	參	15	對	12
い	153	裁	51	衆	28	受	21	後	14	意	11
國	144	つ	50	理	28	何	20	成	14	各	11
て	138	決	48	官	27	場	20	但	14	使	11
第	119	も	47	選	27	本	19	必	14	障	11
條	117	よ	47	大	27	舉	19	命	14	制	11
で	108	内	47	利	27	く	18	數	14	正	11
法	104	公	44	ふ	26	ろ	18	體	14	中	11
十	103	又	44	四	26	基	18	求	13	天	11
そ	90	民	44	政	26	皇	18	共	13	免	11
が	88	人	43	六	26	地	18	限	13	令	11
た	82	ば	40	出	25	的	18	財	13	爲	11

表 2 - 2 文字の使用回数（10 回以下）

文 字	回数	文字種数
おわ案産時集審則方豫當	10	11
ひ外際算指承侵責全同平問用立證	9	15
可義告査罪施持長表負經續	8	12
うみ位下過解間機現支社若手召職生相多提罷不部福報處與	7	26
々せち育改件言護拘在散治室住状織設組典投罰半犯費票和 檢發竝	6	29
ずる額級協禁係結交司社執収宗準存代置直反秘密實從戰爭 辯	5	27
げへ委維永害確且記久休強計減示失赦主酬重書償性訴屬尊 逮達追通適努度等動被百布普捕每無約頼録來榮	4	47
だま依異益押家効格活願急居業勤緊見己効婚差再索資授終 初序常心身誠稅切想族致秩締得入能配白般範否備文補放明 抑吏留良類勞將彈搜攝擇譽	3	64
じづや愛威移姻科果棄起儀去享供金原個互更構拷左作仕子 思私次辭式取種充署諸助訟詔象崇世請接説善然租束損退託 奪徵懲調勅廷念迫版付武復遍奉妨目門役唯離了臨隸連論回 營嚴專應據濟缺讓贊齡	2	88
ごねむ安困因引運衛閱演遠穩化加禍箇華課戒海界嚇獲堪監 管希幾揮既貴宜脚虐救恐況脅苦虞空偶遇勲軍月健固庫故向 幸康恒酷債採歲載察士旨止視試賜慈質守首就襲祝述准遵女 少掌涉深進迅誓籍絶先占宣措增息足速俗孫待題諾脱段賃低 渡土奴答統討頭童道德督難納排賠博伴頒批品夫婦府佈附風 服物紛閉偏便簿乏面容擁様濫陸例練兒區壓學帶廢患慘擔變 斷殘滿澤狹獨繼肅覺轉釋	1	167

五二 名詞の使用回数

各単語の使用回数は付録の全文節索引を見て数えればわかるのであるが、五回以上使われている二字以上の名詞を使用回数の多い順に表3に並べた。ここでは「衆議院」、「兩議院」なども「議院」のところに重複して数え、「最高裁判所」も「下級裁判所」も「裁判所」に数え、「最高裁判所」も「下級裁判所」も「裁判所」も「裁判官」も「裁判」のところに数えている。

表3 名詞の使用回数

名詞	回数	名詞	回数	名詞	回数	名詞	回数	名詞	回数
議院	69	參議院	14	責任	8	社會	6	犯罪	5
法律	55	公共	13	日本國民	8	手續	6	秘密	5
裁判	51	國務	13	權限	8	衆議院議員	6	要求	5
國會	44	總理	13	以內	7	制定	6	理由	5
國民	41	內閣總理大臣	12	行政	7	前項	6	國事	5
議員	40	團體	12	施行	7	組織	6	總選舉	5
內閣	35	最高裁判所	11	事項	7	地位	6		
憲法	29	自由	11	召集	7	提出	6		
衆議院	27	出席	11	承認	7	投票	6		
議決	23	天皇	11	地方公共團體	7	特別	6		
裁判所	23	日本	11	罷免	7	下級裁判所	5		
兩議院	23	行爲	10	豫算	7	刑事	5		
大臣	22	財產	10	可決	6	決定	5		
權利	22	國務大臣	10	解散	6	行使	5		
裁判官	20	地方	9	各々	6	三分の二以上	5		
何人	19	任命	9	機關	6	司法	5		
場合	19	保障	9	規則	6	支出	5		
選舉	19	以上	8	義務	6	事務	5		
最高	14	公務員	8	教育	6	宗教	5		
必要	14	指名	8	公開	6	多數	5		

五―三 かなの単語の使用回数

かなの単語の使用回数を数えたのが表4である。これには「關する」、「とする」なども「する」に数え、「できない」、「ならない」なども「ない」に数えている。

五―四 決り文句

「法律の定めるところにより」などといった決り文句の使用回数を順不動で表5にあげる。これらは一文節ではないので、全文節索引をみても出てこない。

表4 かなの語の使用回数

語	回数	語	回数
する	185	した	23
ない	98	できる	19
その	88	ところ	18
これ	80	ため	18
これを	74	ついて	16
こと	70	しなければ	14
ならない	38	できない	14
して	38	しない	14
され	36	しては	14
なければ	35	ある	13
この	32	された	12
とき	24	されない	11
すべて	23	よる	11

表5 決り文句の使用回数

決まり文句	使用回数
法律の定めるところにより	15
法律の定める（上を含む）	25
皇室典範の定めるところにより	2
法律でこれを定める	10
これを定める（上を含む）	11
なければならない	26
してはならない	12
ことができる	19
ことができない	10
ことはできない	2
必要とする	9

五—五 期限、期間

任期とか期限、期間を集めたのが表6である。

五—六 割合、数

何かを決定するための割合とか数を集めたのが表7である。

表6 期限、期間

期間、期限	備考 () 内は條一項
六箇月	憲法の公布から施行までの期間 (100)
少くとも毎年一回	國の財政状況の報告 (91)
毎年	會計検査院による國の収入支出の検査 (90)
毎會計年度	内閣による豫算の作成と提出 (86)
毎年一回	國會の常會の召集 (52)
三年	第一期參議院議員の半數の任期 (102)
三年ごと	參議院議員の半數の改選 (46)
四年	衆議院議員の任期 (45)
六年	參議院議員の任期 (46)
十年	最高裁判所の裁判官の國民審査の周期 (79-1) 下級裁判所の裁判官の任期 (80)

表7 割合、数

割合、数	備考 () 内は條一項
三分の一以上	兩議院の定足數 (56)
三分の二以上	國會議員の資格争訟 (55) 國會内秘密會の開催 (57) 國會議員の除名 (58-1) 衆議院の優越 (59-1) 憲法改正に必要な議員數 (96)
四分之二以上	國會の臨時會の召集 (53)
五分之二以上	議員の表決の記載 (57-2)
半數	三年毎の參議院議員の改選數 (46) 第一期の參議院議員の三年任期の數 (102)
過半數	兩議院の表決 (56-1) 國務大臣の國會議員の數 (68) 特別法制定のための住民投票數 (95) 憲法改正の國民投票數 (96)
多數	國會議員の資格争訟、三分の二以上 (55) 國會内秘密會の開催、三分の二以上 (57) 國會議員の除名、三分の二以上 (58-1) 衆議院の優越、三分の二以上 (59-1) 裁判官の國民審査數 (79-2)

六、日本國憲法の不統一な点とおかしいところ

日本國憲法を文節索引を見ながらよく読んだら、不統一あるいはおかしいと思うところがいくつも見つかった。

六一―多数

表7の「多数」の欄の一番下は、いわゆる裁判官の國民審査の條文で、

「投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。」(第七十九條)

となっている。これに対し、芦部信喜著「憲法」³⁾では「罷免を可とする投票が総投票数の過半数になる可能性はほとんど考えられない」、伊藤正己他著「憲法小辞典」⁴⁾では『有効投票の過半数が罷免を可とする裁判官は罷免される』などと、多数を単純に過半数としているが、多数と過半数は同じではない。それが証拠に、日本國憲法の中には多数は五回出てくるが、他の四回は、

「議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。」(第五十八條)

のように、多数とは何かを明記している。多数とは、単に他より多いということ、十人でも多数のことがあり、百万人でも少数のことがあるので、この條文では投票者のうち何人が、あるいは何パーセントが罷免を可とすれば多数となるのかわからない。ということは、現憲法下では國民審査で裁判官を罷免できないことになる。この第七十九條裁判官の國民審査の「多数」は、「三分の一以上の多数」とか、あるいは「過半数」の間違いなのではないか。

六一一 國民と日本國民

「國民」と「日本國民」なる言葉は、文頭（項の始め）にくるときは、だいたい「日本國民」の方を使い、文の中ほどに現れるときは「國民」の方を使っているようにも見えるが、この原則は必ずしも当てはまらない。

「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の總意に基く。」（第一條）

では、「日本國民」が文の中ほどにあり、

「國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。」（第十一條）

は、文頭なので、ここは「國民」でなく「日本國民」とした方が収まりがいい。

「すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。」（第二十條）

「國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」（第三十條）

第二十五條から第二十七條まではみな「すべて國民は」で始まるが、第三十條だけは「國民は」で始まっている。これも統一をとつて「すべて國民は」とすべきであろう。

六一三 國民と何人

「國民」と「何人」もほぼ同じ意味で使われているが、仔細にみると、「國民」は日本國籍を有する者、「何人」は外国人居住者や旅行者も含む広い意味にと使い分けているように見えるが、どちらかに統一したい気がする。日本國憲法の英訳では、「國民」は *people*、「何人」は *person* と訳し分けているが、筆者には *people* と *person* の微妙な違いはわから

ない。

六一四 主語としての國

「國は、すべての生活部面について、社會福祉、社會保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」
(第二十五條第一項)

「國」が主語になっている條文はこの第二十五條だけである。他の條文と比較して、何故ここ一箇所だけ國を主語に持つてきたか理解に苦しむ。國をもつと主語に言えば、「維持されなければならない」(第二十四條)などに変な受動形を使わずに済む。

六一五 時、とき、場合

「時」は「實行の時に」(第三十九條)、「年齢に達した時には」(第八十條)などと時点をあらわし、「とき」は「依頼することができないときは」のように場合とか折の意味で使い分けているようであるが、これとは別に「場合」も使われている。「とき」は二十四回、「場合」は十九回使われていて、それがどう使い分けられているのかよくわからない。

六一六 誤植

「法律の定める年齢に達した時に退官する」(第七十九條)

「法律の定める年齢に達した時には退官する」(第八十條)

第七十九條は「時に」であり、第八十條では「時には」となっている。ここで、「時に」と「時には」とを使い分ける必然性がない。どちらかが誤植である。

「この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、……」（第百一條）

「この憲法施行の際現に在職する國務大臣、衆議院議員……」（第百三條）

第百一條の際の後には読点（、）があり、第百三條の際の後には読点がない。これは明らかに誤植である。ただ、ここでは、読点の有無で意味が変わることはないし、第一、この第百條から第百三條までの補足は憲法が施行されてしまえば、不要の條項なので、誤植のままでも困ることはない。

とはいえ、このような誤植を残したままでは「國際社會において、名譽ある地位を占めたい」（前文）日本國の憲法としてみつももない。

七．終りに

この索引作製の手法をそのまま長編小説などに適用すると、それこそ主人公の名前などは何百回、何千回も出てきて、その索引は使い切れない事もあるろう。しかし、重要古典文献などには、このような全文節索引があれば大いにその古典研究に寄与するものと思われる。

日本國憲法は、いうまでもなく日本で一番重要な文章であり、特段美しい文章であることが望ましい。日本國憲法の個々の條文の解釈について言及するのは本稿の本旨ではないので触れないが、これまで述べてきた幾つかの欠陥の他、「門地」、「文民」、「総理する」、「掌理する」など今時死語といつていいような古色蒼然たる文言があるとか、旧漢字、旧仮名遣いのままという点だけでも、憲法改正が急がれるところである。憲法制定から半世紀以上も、内容的にも形式的にもまったく改正せず放置しておいたことは、日本國政府ならびに日本國民の怠慢と言わざるを得ない。憲法自身に

その方法が書いてあるとおり、憲法は改訂してよいものである。改正に躊躇する必要はない。

そして、その改正にあたっては、ぜひ統一のとれた、わかりやすく、カタカナを一字も使わない美しい文章にしてほしい。たとえば、日本語を学ぶ外国人が手本の文章として使えるような。その際、この全文節索引がその憲法改正の作業にいささかでも役に立てば幸いである。

参考文献

- (1) 「日本國憲法」官報號外 昭和二十一年十一月三日 印刷局。
- (2) 佐藤幸治編 「デリー六法2001平成十三年版」平成十二年十一月三十日 三省堂。
- (3) 芦部信喜著 「憲法」平成十年四月十日 岩波書店 第五刷。
- (4) 伊藤正己、阿部照哉、尾吹善人編 「憲法小辞典」昭和六十一年三月三十日 有斐閣 増補版第六刷。
- (5) 横田定雄著 「憲法、好きですか The Constitution of Japan」昭和五十七年十月一日 パナジアン。

付録 日本國憲法文節索引 凡例

1. 底本

底本は昭和二十一年十一月三日公布の官報號外「日本國憲法」である。この内、始めの天皇陛下の公布のお言葉、御名御璽、日付、当時の大臣名を除き、「日本國憲法」に始まる前文と第一條から第百三條までを索引の対象とした。

2. 読みのかなづかい

索引をあいうえお順に並べるための文節の読みのかなづかいは現代かなづかいを採用した。日本國憲法原文は旧仮名遣いであるが、「外國」や「法律」を「ぐわいこく」や「はふりつ」と読んで「く」や「は」の位置に置くよりは、やはり「か」や「ほ」の位置にある方が探しやすいと考えたからである。

3. 出現位置の表示

文節の出現位置は、條の番号と項の番号で示した。條がわかれば章はわかるので章の番号は入っていない。項とは條の中の段落で、日本國憲法には、第七條と第七十三條を除き、項の番号はないのであるが、長い條のとき、條の番号だけでは文節を探すのが大変なので敢えて項の番号を入れた。最初の項を第0項とし、次から段落毎に第1項、第2項、……となる。そして、第0項のときはこの0を省いた。索引中の、

良心の 19

は、文節「良心の」が第19條第0項に1回だけ現れることを示す。

最初の項を第0項としたのは、第七條と第七十三條に本来ある項の番号と合わせるためである。そのかわり、普通六法全書などに載っている項の番号とは1ずれることになる。

普通選挙を 15-2

は、文節「普通選挙を」が第15條第2項にあることを示す。

議員を 58-2*2

は、文節「議員を」が第58條第2項に2回現れることを示す。

内閣 5章

は、文節「内閣」が第5章の見出しにあることを示す。

平和の 前-2

は、文節「平和の」が前文の第2項にあることを示す。

4. 複合語

「衆議院議員」のような複合語は、単に「議員」としても使われるので、「衆議院議員」と「議員」の両方とも索引項目として入れた。

5. 文節の個数

9238字の日本國憲法から切り出した文節は2736個である。これに加えて、上記複合語が226個出てくるので、合わせてこの索引に載っている文節の数は2962個である。同じ文節は一つにまとめた索引の見出しの数は1341個である。

あ

愛する 前-1
間 101
あげて 前-3
與へられ 37-1
與へられなければ 34
與へられる 11
あつた 39, 70
あつて 前, 前-1, 前-2, 1, 2,
12, 14, 15-1, 41, 54-2, 97, 98
壓迫と 前-1
充てる 87
あらたに 71, 84
あり 前, 前-2, 1
ある 前, 15, 38-2, 41, 54-1,
56-1, 59, 73-6, 81, 97
あると 前-2, 82-1
あれば 34, 50, 53, 57-2
案件に 67
安全と 前-1

い

以外の 79
以外は 57-1
威嚇 9
いかなる 14-2, 16, 18, 20,
20-2, 37-2
幾多の 97
意見が 60-1, 67-1
維持されなければ 24
維持し 前-1, 前-2
維持の 89
移住し 22-1
一 7-1, 73-1
一代に 14-2
一部の 15-1
一部は 98
一回 52, 91
一切の 前, 21, 81
一體を 96-1
一致しない 60-1, 67-1
一致で 82-1
何時でも 63
一般 72, 73

一般に 57-1

いづれかの 53
いづれの 前-2
移轉 22
營む 25
意に 18
委任が 73-6
委任状 7-5
委任する 4-1, 77-2
依頼する 34, 37-2*2
院外で 51
員数の 79
院内の 58-1

う

上で 13
受け 20, 86
受けさせる 26-1
受けた 17, 40, 64
受け取つた 59-3, 60-1
受けない 16, 18
受ける 14-2, 26, 32, 35, 37,
49, 79-5, 80-1
失はせるには 55
失ふ 54-2, 103*2
うち 102
うちに 前-1
奪はれ 31
奪はれない 32
運営に 92

え

永遠に 前-1
永久に 9
永久の 11, 97
衛生の 25-1
榮典の 14-2*2
榮典を 7-7
榮譽 14-2
得なければ 87-1, 95
選ばれなければ 68
演説 51

お

おいて 前-1, 14, 32, 54-2,
79-2, 95, 96
おいては 37
應じて 26
押収する 35
押収は 35-1
押収を 35
公の 78, 82-1, 89*2
侵されない 22-1, 35
侵しては 15-3, 19, 21-1, 29
侵す 11, 97
置く 5
おける 前, 15-3
行つた 51
行はれる 79-1*2, 96
行ひ 4, 54, 62, 76-2
行ふ 5, 7, 7-10, 35-1, 67, 71,
73, 76-1, 78, 82, 82-1, 100-1,
101
起る 前
虞が 82-1
各々 55, 56, 57-1, 58, 58-1, 62
負ふ 3, 12, 26-1, 27, 30, 66-2,
99
思ふ 前-1
及び 前, 3章, 7-1, 7-5*3, 7-6,
7-8, 7-9, 11, 12, 13, 15, 19,
20-2, 21, 22, 24-1, 25-1*2, 28,
34, 35*3, 36, 42, 44, 58-1, 62,
66, 72, 73-6, 73-7, 74, 76, 76-2,
77, 79, 82, 90-1, 91, 92, 93-1,
94, 97, 98, 98-1, 99, 100-1, 103

か

開會の 54-2
會議 58-1
會期中 50*2
會議の 57-1
會議は 57
會期前に 50
會議録に 57-2
會計検査院が 90
會計検査院の 90-1

解決する 9
外交関係に 72
外交関係を 73-2
外交文書を 7-8
外国に 22-1
外国の 7-9
害されない 75
解散された 54, 54-1
解散されない 69
解散する 7-3
解散の 45, 54
害する 82-1
改正 7-1, 9章, 16
改正に 96-1
改正は 96
改選する 46
かかはらず 63
かかる 前, 16
下級裁判所に 76, 77-2*2
下級裁判所の 80, 80-1
限り 13, 14-2, 22, 69
各議員の 57-2
各議院の 96
確定する 前
獲得の 97
確認する 前-1
各部を 72
各別の 35-1
確保し 前
學問の 23
確立された 98-1
かけ 前-3
缺けた 70
可決し 59-1, 69
可決した 59, 59-1, 59-3, 60-1
過去 97
重ねて 39
課し 84
科せられない 31, 38-2
華族 14-1
家族に 24-1
且つ 33, 34, 35, 57-1
各國の 前-2
活動も 20-2
可と 79-2
過半数で 56-1

過半数の 95, 96
過半数は 68
可否同数の 56-1
関係に 前-2, 14, 72
関係を 前-1, 73-2
官憲が 33, 35-1
關し 15-3, 16
關して 62
關しては 24-1
關する 3, 4*2, 4-1, 5, 7, 24-1,
27-1, 47, 55, 58-1, 62, 64-1,
73-4, 77*2, 77-2, 79-3, 82-1,
92, 98
監督する 72
管理し 94
官吏に 73-4
官吏の 7-5

き

議案に 63
議案を 72
議員 44, 70, 79-1*2, 93-1, 99,
103
議院 42, 45
議院が 54, 54-1, 59-2,
59-3*2, 60-1, 67-1*2, 69, 101
議員たる 48
議員で 43, 64
議院で 42, 51, 59, 59-1*3,
60-1, 69
議院と 60-1, 67-1
議院とが 67-1
議院に 60, 63
議員の 7-4, 43-1, 45, 46*2,
47, 53, 54, 55*3, 56, 56-1, 57,
57-2*2, 58-1, 59-1, 67, 68, 96,
100-1, 102
議院の 42, 43-1, 44, 47, 48,
49, 50*2, 51, 53, 54-1, 54-2,
56-1, 57, 59-2, 59-3, 60-1*3,
63, 64, 67-1*2, 96
議員は 49, 50*2, 51, 102
議院は 43, 54-1, 55, 56, 57-1,
58, 58-1, 59-3, 62, 101
議員を 58-1*2
議院を 7-3
議會の 93-1
機會を 37-1
議會を 93
期間 45
機關が 78
機關で 41*2
機關と 93
機關は 20-2, 76-1
期間を 59-3, 60-1, 67-1
希求し 9
議決した 2, 57
議決しない 59-3, 60-1
議決する 56
議決で 67
議決と 60-1, 67-1
議決に 8, 83, 85, 87
議決を 55, 58-1, 59-1,
60-1*2, 67-1*4, 86, 88
記載しなければ 57-2
起算して 100
儀式 20-1
議事機關と 93
儀式を 7-10
期日よりも 100-1
議事は 56-1
基準に 73-4
基準は 27-1
議事を 56
議席を 55, 63
規則 81
規則に 77-1
規則の 16
貴族の 14-1
規則を 58-1, 77, 77-2
議長 58
基調と 9
議長の 56-1
規定は 59-2
規定を 5, 61, 73-6
基本的人權の 11
基本的人權は 11, 97
基本と 24
義務 3章
義務教育は 26-1
義務を 26-1, 27, 30, 99

九 7-9
休會中の 59-3, 60-1, 67-1
救済 16
休息 27-1
教育 20-2, 44, 89
教育は 26-1
教育を 26, 26-1
協議會を 59-2, 60-1, 67-1
供しては 89
行事に 20-1
享受する 前
供述を 38
強制 38-1
行政各部を 72
行政機關が 78
行政機關は 76-1
行政權の 66-2
行政權は 65
強制されない 20-1
行政事務の 73
強制的 37-1
行政を 94
脅迫に 38-1
恐怖と 前-1
享有を 11
強要されない 38
協力に 24
協和に 前
居住 22
規律 77
規律に 58-1
記録の 57-1, 62
記録を 57-1
緊急集會に 54-2
緊急集會を 54-1
緊急の 54-1
禁ずる 36
勤勞者の 28
勤勞條件に 27-1
勤勞の 27

く

苦役に 18
國 17, 20-2
國が 85

國から 20
國で 37-2
國に 40, 54-1, 88
國の 9-1, 41, 83, 90, 91, 98
國は 25-1
勲章 14-2

け

経過した 79-1, 100
經濟的 14
刑事事件に 37
刑事上の 39*2
刑事被告人は 37-1, 37-2
計上して 88
繼承する 2
惠澤を 前
刑の 7-6, 73-7
刑罰は 36
刑罰を 31, 38-2
決意し 前
決意した 前-1
決議案を 69*2
決算は 90
決し 56-1
決した 82-1
結社 21
決する 56-1
決定された 78
決定しなければ 53
決定する 53, 73-7, 81
缺乏から 前-1
權威は 前
檢閲は 21-1
減額する 79-5, 80-1
減刑 7-6, 73-7
權限は 83, 90-1
權限を 33, 35-1, 77, 77-2, 81,
101
健康で 25
現行の 84
現行犯と 33
現在 11, 97
検査院が 90
検査院の 90-1
検査し 90

檢察官は 77-1
検査報告と 90
嚴肅な 前
限度の 25
現に 14-2, 103
權能を 4, 94
憲法 前, 前章, 73-6, 76-2,
82-1, 101, 103*2
憲法が 11, 12, 97
憲法改正 7-1
憲法改正に 96-1
憲法で 103
憲法と 96-1
憲法に 56-1, 59, 81, 102, 103
憲法の 4, 96
憲法は 前, 98, 100
憲法を 前, 99, 100-1*2
權利 3章, 28
權利が 82-1
原理で 前
權利で 15
權利と 11, 97
原理に 前
權利に 13
權利は 12, 28, 35, 75, 97
權力は 前
權力を 20
權利を 前-1, 16, 24, 25, 26,
27, 32, 34, 37, 37-1
言論 21

こ

五 7-5, 73-5
行為 20-1, 39
行為に 前, 17, 39
行為には 3
行為の 98
合意のみに 24
行為のみを 4
皇位は 2
行為を 4-1, 5, 7
公開裁判を 37
公開しないで 82-1
公開しなければ 82-1
公開と 57

公開の 34
 公開法廷で 82
 恒久の 前-1
 公共團體に 17
 公共の 12, 13, 22, 29-1, 29-2
 公金 89
 拘禁されず 34
 拘禁された 38-1, 40
 拘禁されない 34
 行使し 前
 行使しては 20
 行使しなければ 83
 公示する 7-4
 皇室が 8
 皇室財産は 88
 皇室典範の 2, 5
 皇室に 8
 皇室の 88
 行使に 66-2
 公使の 7-5
 行使は 9
 公衆衛生の 25-1
 交渉 28
 向上 25-1
 公使を 7-9
 構成し 79
 構成する 42
 公正と 前-1
 交戦権は 9-1
 拘束される 76-2
 拘束も 18
 公的にも 15-3
 行動し 前
 行動を 28
 後任者が 103
 公費で 37-1
 公表し 57-1
 幸福 13
 公布する 7-1, 96-1
 公布の 100
 公平な 37
 公務員で 103
 公務員に 36
 公務員の 15-2, 16, 17
 公務員は 15-1, 99
 公務員を 15
 拷問 36, 38-1
 効力を 14-2, 54-2, 98
 国際社会に 前-1
 国際紛争を 9
 国際平和を 9
 国際法規は 98-1
 酷使しては 27-2
 國事に 3, 4, 4-1, 5, 7
 國政に 4, 62
 國政の 13
 國政は 前
 國籍を 22-1
 國費を 85
 國民 1, 15
 國民が 前, 前-1
 國民たる 10
 國民投票 96
 國民との 前
 國民に 前*2, 11*2, 12, 91, 96,
 97*2
 國民の 前*2, 前-1, 1, 3章, 7,
 12, 13, 79-1, 82-1, 96-1
 國民は 前, 前-1, 前-3, 9, 11,
 12, 13, 14, 25, 26, 26-1, 27, 30
 國民を 43
 國務 72
 國務大臣 7-5, 99, 103
 國務大臣が 74
 國務大臣で 66
 國務大臣は 63, 66-1, 75
 國務大臣を 68, 68-1
 國務に 98
 國務を 73-1
 ここに 前
 故障の 78
 個人と 13
 個人の 24-1
 國會 4章, 54-2, 59-3, 60-1,
 67-1, 91
 國會が 96
 國會議員 99
 國會議員の 7-4, 67, 68
 國會召集の 100-1
 國會と 101
 國會に 前, 66-2, 72*2, 73-5,
 86, 90
 國會の 2, 6, 8, 50, 52, 53,
 60-1, 61, 67, 67-1, 70, 73-3, 83,
 85, 87, 87-1, 88, 96
 國會は 41, 42, 64, 95
 國會を 7-2, 54
 國家の 前-3
 國家も 前-2
 國權の 9, 41
 國庫から 49
 こと 7-1, 7-2, 7-3, 7-4, 7-5,
 7-6, 7-7, 7-8, 7-9, 7-10, 73-1,
 73-2, 73-3, 73-4, 73-5, 73-6,
 73-7
 ことが 4-1, 17, 29-2, 37-2*2,
 38-1, 40, 53, 54-1, 56, 57, 58-1,
 59-3, 62, 63, 68-1, 73-6,
 76-1*2, 77-2, 78, 79-5, 80,
 80-1, 82-1, 87, 94, 95, 100-1
 異なつた 59-1, 60-1, 67-1
 ことの 前, 11, 35, 97
 ことの中に 前-2
 ことは 前-2, 8, 15, 48, 78, 103
 ことを 前*2, 前-1, 前-3,
 20-1, 24, 59-2*2, 73-3, 74, 84,
 85, 98-1
 この 前*2, 前-2, 前-3, 1, 4, 5,
 11, 12, 56-1, 59, 67, 73-6, 76-2,
 79-5, 80-1, 82-1, 96*2, 96-1,
 97, 98, 99, 100, 100-1*2, 101,
 102, 103*4
 五分の一以上の 57-2
 固有の 15
 これがため 75
 これと 59-1
 これに 前, 62
 これは 前
 これらの 97
 これを 前*2, 2, 9, 9-1*2, 10,
 12*3, 14-1, 14-2*2, 15, 15-3,
 19, 20, 21, 21-1*2, 23, 26-1,
 27-1, 27-2, 28, 29, 29-1, 29-2,
 35-1, 36, 37-2*2, 38-1, 42, 43,
 43-1, 44, 47, 50, 52, 56-1, 57-1,
 57-2, 64-1, 66, 67*2, 76-1, 78,
 79*2, 79-3, 79-5, 80, 80-1, 82,
 82-1*2, 83, 87, 89, 90*2, 90-1,

92, 93-1, 95, 96, 96-1, 98-1,
100, 100-1, 102*2

婚姻 24-1

婚姻は 24

さ

際 79-1*2, 101, 103

最高機関で 41

最高裁判所 76

最高裁判所の 6-1, 77-1,

79-1, 79-4, 79-5, 80

最高裁判所は 77, 77-2, 79, 81

最高法規 10章

最高法規で 98

財産 44

財産権 24-1

財産権の 29-1

財産権は 29

財産は 29-2, 88, 89

財産を 8*2, 94

在職する 103

財政 7章

財政状況に 91

財政を 83

最大の 13

最低限度の 25

再任される 80

在任中 75, 79-5, 80-1

裁判官 79*2, 99, 103

裁判官で 79

裁判官の 78, 79-1, 79-2, 82-1

裁判官は 76-2, 78, 79, 79-2,

79-4, 79-5, 80*2, 80-1

裁判官を 6-1, 64

裁判所 76

裁判所が 82-1

裁判所で 81

裁判所に 32, 76, 77-2*2

裁判所の 6-1, 37, 77, 77-1,

79-1, 79-4, 79-5, 80*2, 80-1

裁判所は 76-1, 77, 77-2, 79,

81

裁判所を 64

裁判する 55, 64

裁判に 78

裁判の 82

裁判を 32, 37, 40, 76-1

歳費を 49

債務を 85

先だつて 67

さきに 60

作成し 86

作成して 73-5

定め 58-1

定の 56-1, 59

定める 2, 4, 4-1, 5, 7-5, 7-8,

10, 17, 26, 26-1, 27-1, 29-1, 30,

31, 40, 43-1, 44, 47, 49, 50,

59-2, 60-1, 64-1, 66, 67-1,

73-4, 76, 77, 77-1, 77-2, 79,

79-3, 79-4, 80, 84, 90-1, 92, 93,

93-1, 95, 96, 102*2

定を 103

左の 7, 73

差別されない 14

差別しては 44

差別待遇も 16

妨げない 59-2

妨げられない 11

更に 79-1

され 38-2

された 39

三 7-3, 73-3

惨禍が 前

参加する 20-1

参議院が 59-3*2, 60-1, 67-1,
101

参議院議員の 46, 100-1, 102

参議院で 59-1, 60-1

参議院とが 67-1

参議院の 42, 54-1

参議院は 54-1

残酷な 36

三十日以内に 54, 60-1

賛成で 96

賛成を 96

三年ごとに 46

三年と 102

三分の一以上の 56

三分の二以上の 55, 57, 58-1,

59-1, 96

し

し 3, 46, 80

四 7-4, 73-4

自覚するので 前-1

資格に 55

資格は 44

資格を 37-2

時間 27-1

指揮監督する 72

時宜に 73-3

事業に 89

事件に 37

事件の 82-1

事項に 16, 24-1, 77

事項は 47, 64-1, 79-3, 92

自國の 前-2*2

事後に 73-3, 87-1

自己に 38, 38-2

自己の 37-1

支出し 85, 89

支出する 87

支出に 87-1

支出の 90

辞職を 69, 70

子女に 26-1

慈善 89

事前に 73-3

思想 19

子孫の 前

した 16, 59-1, 60-1, 67-1*2,
103

従はなければ 77-1

従ひ 73-4, 76-2

従ふ 前-2

自治 8章

七 7-7, 73-7

自治の 92

執行し 73-1

執行する 94

執行の 7-6, 73-7

實行の 39

實施する 73-6

して 11, 13, 24, 33, 76-1, 93,
96-1, 97

私的にも 15-3

しての 101
 しては 9, 20-2, 21-1
 児童は 27-2
 しない 67-1
 しないかを 81
 しなければ 69, 70
 支配する 前-1
 支配に 89
 自白 38-1
 自白で 38-2
 自白は 38-1
 司法 6章, 77
 司法官憲が 33, 35-1
 司法権は 76
 事務處理に 77
 事務の 73
 事務を 73, 73-4, 94
 指名した 80
 指名する 67
 指名に 6, 6-1
 指名の 67-1*3
 指名は 67
 示されなければ 34
 占めたいと 前-1
 社會的關係に 14
 社會的身分 14, 44
 社會に 前-1
 社會福祉 25-1
 社會保障 25-1
 釋放しなければ 50
 自由 12, 13
 十 7-10
 集會 21
 集會に 54-2
 集會を 54-1
 自由獲得の 97
 衆議院 42, 45
 衆議院が 54, 54-1, 59-2,
 67-1, 69
 衆議院議員 70, 79-1*2, 103
 衆議院議員の 45, 54
 衆議院で 59-1*2, 69
 衆議院と 60-1, 67-1
 衆議院に 60
 衆議院の 54-2, 59-3, 60-1*2,
 67-1
 衆議院は 59-3, 101
 衆議院を 7-3
 住居 35
 宗教教育 20-2
 就業時間 27-1
 宗教上の 20-1, 89
 宗教團體も 20
 宗教的活動も 20-2
 住居の 24-1
 私有財産は 29-2
 終審裁判所で 81
 終審と 76-1
 収入支出の 90
 収入に 44
 十年と 80
 十年を 79-1
 自由の 前
 自由は 19, 20, 21, 23
 十分に 37-1
 住民が 93-1
 住民の 95
 終了する 45
 自由を 22, 22-1, 31
 祝典 20-1
 主權が 前
 主權の 1
 主權を 前-2
 手段と 9
 首長たる 66
 出席が 56
 出席議員の 55, 56-1, 57,
 57-2, 58-1, 59-1
 出席しなければ 63
 出席する 34, 63
 出席を 63
 出頭 62
 出版 21
 出版に 82-1
 主任の 74
 授與する 7-7
 授與は 14-2*2
 遵守する 98-1
 準備 100-1
 準用する 5, 61
 使用 89
 常會は 52
 條規に 98
 状況に 91
 證言 62
 條件に 27-1, 84
 證據が 38-2
 證據と 38-1
 證集が 70
 召集しなければ 54
 召集する 7-2, 52
 召集の 100-1
 召集を 53*2
 承諾を 87-1
 象徴で 1*2
 詔勅 98
 詔勅を 前
 承認に 7, 61
 證人に 37-1
 承認には 96
 證人の 62
 承認を 3, 73-3, 96, 96-1
 證人を 37-1
 條約 98-1
 條約の 61
 條約を 7-1, 73-3
 將來 14-2
 將來の 11, 97
 掌理する 73-4
 條例を 94
 除去しようと 前-1
 職業選擇の 22
 職務を 71, 78
 助言と 3, 7
 諸國民との 前
 諸國民の 前-1
 所持品に 35
 賜與する 8
 職權を 76-2
 處罰の 18
 處分が 81
 處分は 78
 署名し 74
 除名するには 58-1
 處理し 94
 處理する 73-2, 83
 處理に 77
 書類 35

試験に 97
信義に 前-1
信教の 20
審議を 86
人権の 11
人権は 11, 97
審査に 79-1*2, 79-3
人種 14, 44
信條 14, 44
心身の 78
信ずる 前-2
迅速な 37
信託された 97
信託に 前
侵入 35
信任状を 7-5
信任の 69
審問する 37-1
信賴して 前-1
人類の 97
人類普遍の 前

す

崇高な 前-1, 前-3
少くとも 91
既に 39
すべて 13, 14, 15-1, 15-3, 25,
26, 26-1, 27, 37, 74, 76, 76-2,
79-5, 80-1, 87-1, 88*2, 90
すべての 3, 11, 25-1, 37-1, 67
する 前, 前-2, 9, 13, 26-1, 28,
38-1, 45, 55, 57, 58-1, 60-1,
67-1, 73-3, 74, 79-1, 79-2, 84,
85, 96, 98-1, 102

せ

生活部に 25-1
生活を 25
成果で 97
成果と 前
請願する 16
請願を 16
正義と 9
政治上の 20

誠實に 9, 73-1, 98-1
政治的 14
政治道德の 前-2
政治犯罪 82-1
生存する 前-1
生存を 前-1
制定 16, 100-1
制定されなければ 24-1
制定する 73-6, 94, 95
正当な 29-2, 34, 35
正当に 前
制度は 14-1
成年者に 15-2
政府の 前
性別 14, 44
生命 13, 31
成立し 24
成立して 101
成立するまでの 101
政令 7-1
政令には 73-6, 74
政令を 73-6
世界の 前-1
責任で 87
責任を 3, 12, 15-3, 39*2, 51,
66-2
責務で 前-2
施行する 100, 100-1*2
施行の 101, 103*2
施行を 7-4
世襲の 2
接受する 7-9
攝政 99
攝政は 5
攝政を 5
絶対に 36
設置する 76, 76-1, 93
説明の 63
全員一致で 82-1
選挙 100-1, 103
選挙區 47
選挙された 前, 43
選挙する 93-1
選挙に 15-2, 15-3, 47
選挙人の 44
選挙人は 15-3

選挙の 7-4, 54, 70, 79-1*2
選挙の際 96
選挙を 15-2, 54
全權委任状 7-5
宣言し 前
前項 54-2
前項の 9-1, 59-2, 79-2, 96-1,
100-1
全國民を 43
前條 5, 61
専制と 前-1
全世界の 前-1
戦争と 9
戦争の 前, 2章
全體の 15-1
選擇 24-1
選擇に 15-3
選擇の 22
選定 24-1
選定し 15
全土に 前
前二條の 71
選任する 58
専念して 前-2
全部 98
善良の 82-1
戦力は 9-1
全力を 前-3

そ

總意に 1
相應する 103
總議員の 53, 56, 96
相互の 前-1, 24
搜索 35, 35-1
搜索する 35
總辭職を 69, 70
増進に 25-1
總選挙の 7-4, 70, 79-1*2
總選挙を 54
相續 24-1
争訟を 55
相當額の 49, 79-5, 80-1
總理する 73-1
属しない 89

属する 65, 76, 88
組織 89, 90-1, 92
組織する 43, 64, 66
訴訟に 77
租税を 84*2
措置は 54-2
訴追されない 75
訴追の 75
訴追を 64
その前*3, 3, 4-1, 5, 14-2,
15-3, 17, 18, 20-2, 26, 26-1, 31,
34*2, 35, 40, 44, 45, 50, 53, 54,
54-2, 55, 56, 57-1, 58, 58-1,
59-3, 66, 68, 71, 73-6, 75,
76-2*2, 79*2, 79-1, 79-2, 80,
86, 89, 90, 93, 93-1*2, 94, 95*2,
96*2, 98*2, 101, 102*2, 103*3
その後 79-1
その後も 79-1
その他 20-2, 21, 47
その他の 7-5, 7-8, 9-1, 13,
14-1, 14-2, 16, 24-1, 27-1, 28,
31, 58, 58-1, 63, 66, 66-1, 79,
89, 93-1, 98, 99, 103
そもそも前
損害の 16
損害を 17
尊厳と 24-1
存する前, 1
尊重される 13
尊重し 99
尊重を 13

た

第一期の 102
第一項の 5
退官する 79-4, 80
待遇も 16
第三十三條の 35
第三章で 82-1
大使 7-5, 7-9
對し 66-2, 89, 91, 97
對して 37-1
對しても 20
大赦 7-6, 73-7

大臣 7-5, 63, 66, 66-1, 99, 103
對審 82
大臣が 70, 71, 74*2
大臣で 66
大臣の 75
大臣は 63, 66-1, 67, 68, 68-1,
72, 75
對審は 82-1*2
大臣を 6, 68, 68-1
對する 13
對等關係に前-2
第二項の 61
代表して 72
代表者が前
代表者を前
代表する 43
逮捕されず 50
逮捕された 50
逮捕されない 33
逮捕される 33
他國と前-2
他國を前-2
多數が 79-2
多數で 57, 59-1
多數に 55, 58-1
立とうと前-2
但し 44, 45, 54-1, 55, 57,
58-1, 68, 73-3, 73-6, 75, 80,
82-1, 103
但書の 54-2
直ちに 34*3, 96-1
達した 79-4, 80
達する 9-1
達成する前-3
多年に 97
他の 67, 73
堪へ 97
ため 9-1, 63*2, 64, 87, 89, 103
ために前, 7, 12, 16, 29-2,
37-1, 73-6, 78, 100-1*2
彈劾裁判所を 64
彈劾に 64-1, 78
團結する 28
團體交渉 28
團體行動を 28
團體に 17

團體には 93
團體の 89, 92, 93-1*2, 95
團體のみに 95
團體は 94
團體も 20

ち

地位が 103
地位に 103
地位は 1
地位を前-1, 103*2
誓ふ前-3
地上から前-1
秩序 82-1
秩序を 9, 58-1
地方公共團體には 93
地方公共團體の 92, 93-1*2,
95
地方公共團體のみに 95
地方公共團體は 94
地方自治 8章
地方自治の 92
長 93-1
懲戒處分は 78
調査を 62
長たる 6-1, 79*2
懲罰する 58-1
直接 93-1
賃金 27-1

つ

追求に 13
ついて 25-1, 35, 39, 51, 60-1,
63, 66-2, 72, 77, 91, 96-1
については 13, 15-2, 39, 61,
87-1
通じて前
通信の 21-1
次の 54-2, 90
特赦 7-6, 73-7
告げられ 34
努めて前-1
努めなければ 25-1
常に 12, 82-1

て

提案して 96
定期に 79-5, 80-1, 91
締結した 98-1
締結する 73-3
締結に 61
提出し 72
提出して 86
提出しなければ
提出する 73-5
提出を 62
定数は 43-1
適合する 29-1
適合するか 81
できない 11, 37-2, 38-1, 48,
56, 73-6, 76-1*2, 78, 79-5,
80-1, 95, 97
できないと 78
適法で 39
適用される 95
できる 4-1, 17, 29-2, 37-2,
40, 53, 54-1, 57, 58-1, 59-3, 62,
63, 68-1, 77-2, 80, 82-1, 87, 94,
100-1
手続 58-1, 77, 100-1
手続に 31, 37-1
手続は 100-1
天皇 1章, 99
天皇の 3, 5
天皇は 1, 4, 4-1, 6, 6-1, 7,
96-1
典範の 2, 5

と

同意が 54-2, 75
同一の 39
同意を 95
統合の 1
同時に 48, 54-1
同数の 56-1
当然 103
当然には 103
同等の 24
道徳の 前-2

投票 96
投票者の 79-2
投票に 95, 96
投票の 15-3, 47
答辯 63
同様と 79-1
討論 51
十日以内に 54-2, 67-1, 69
とき 59, 60-1, 67-1, 70
時に 39, 79-4
時には 80
ときは 5, 17, 37-2, 40, 54,
54-1*2, 56-1, 57, 59-1, 59-3,
60-1, 63, 67-1, 69, 70, 79-2,
96-1, 101, 103
特に 57-1, 73-6
特別裁判所は 76-1
特別の 56-1, 59, 96, 103
特別法は 95
独立して 76-2
ところに 2, 4-1, 5, 17, 26,
26-1, 30, 40, 49, 56-1, 59-2,
60-1, 66, 67-1, 76, 93, 95, 102
特権も 14-2
特権を 20
問はれない 15-3, 39*2, 51
伴はない 14-2
ともに 90
採られた 54-2
努力に 12
努力の 97
執る 78
奴隸的 18

な

ない 15-1, 35, 54-2, 103
内閣 5章
内閣が 3
内閣総理大臣 63, 66, 66-1
内閣総理大臣が 70, 71, 74
内閣総理大臣の 75
内閣総理大臣は 67, 68, 68-1,
72
内閣総理大臣を 6
内閣で 79, 80

内閣に 65
内閣の 3, 6-1, 7, 87
内閣は 53*2, 54-1, 66, 66-2,
69, 70, 71, 73, 86, 87-1, 90, 91
内閣を 72
内部規律 77
内部の 58-1
ないやうに 前
内容は 29-1
中から 67, 68
長く 38-1
中で 57-1
なければ 34, 35, 56, 66-1, 75
成す 96-1
なつて 33, 82-1
名で 5, 96-1
ならない 8, 12, 15-3, 19, 20,
20-2, 21-1*2, 24, 24-1, 25-1,
27-2, 29, 34, 44, 50, 53, 54,
57-1, 57-2, 60, 63, 66-1, 68, 69,
70, 77-1, 82-1, 83, 86, 87-1, 88,
89, 90, 91, 96
ならないので 前-2, 12
並びに 7-5, 24-1, 62, 72,
100-1, 103
なる 54-1, 59, 59-1
何人に 20
何人も 16*2, 17, 18, 20-1, 22,
22-1, 31, 32, 33, 34*2, 35, 38,
38-2, 39, 40, 48

に

二 7-2, 73-2
日本國が 98-1
日本國憲法 前章
日本國の 1
日本國民 1
日本國民たる 10
日本國民に 97
日本國民の 1
日本國民は 前, 前-1, 前-3, 9
任意に 68-1
任期は 45, 46, 102
任期を 80
人間相互の 前-1

認証する 7-5, 7-6, 7-8
任命後 79-1
任命された 103
任命されるまで 71
任命する 6, 6-1, 68, 79, 80
任命は 79-1
任免 7-5

ね

念願し 前-1
年度に 90
年度の 86
年齢に 79-4, 80

の

納税の 30
能力に 26
除いて 59-3, 60-1, 67-1
除いては 18, 33, 35, 50, 56-1,
59, 73-6, 78, 103
後 40, 54-2, 59-3, 60-1, 67-1,
79-1
後に 70
後の 38-1

は

場合に 60-1, 67-1, 79-2
場合には 5, 38-2, 45, 54-2,
71, 82-1
場合にも 37-2
場合を 18, 33, 35, 50, 56-1,
59, 73-6, 78, 103
配偶者の 24-1
廢止 16
賠償を 17
排除する 前
博愛の 89
初めて 70, 79-1*2
場所 35
八 7-8
発言する 63
發し 33
發する 35-1

發せられ 35
罰則を 73-6
發動たる 9
範囲内で 94
判決は 82
犯罪 82-1*2
犯罪に 18, 39
犯罪を 33
反しない 13, 22
半数の 102
半数を 46
反する 前, 18, 98
頒布しなければ 57-1

ひ

日から 54*2, 100*2
引き續き 71
否決した 59-3, 69
被告人が 37-2
被告人は 37, 37-1, 37-2
批准書 7-8
必要が 54-1
必要と 3, 13, 55, 58-1, 73-3,
74, 84, 85, 96, 98-1
必要な 61, 100-1*2
ひとしく 前-1, 26
一に 63
一の 95
秘密會の 57-1
秘密會を 57
秘密は 15-3, 21-1
秘密を 57-1
罷免 16
罷免されない 78
罷免される 79-2
罷免する 15, 68-1
罷免の 64
罷免を 79-2
表決に 51
表決は 57-2
表現の 21
平等で 14
平等に 24-1
費用は 88
開いても 60-1, 67-1

開き 56
開く 57, 59-2

ふ

風俗を 82-1
夫婦が 24
深く 前-1
服させられない 18
福祉に 25-1
福祉に 13, 22, 29-1
福祉の 12
福利は 前
付し 79-1*2
不信任の 69
附する 37-2
不足に 87
再び 前, 59-1
負擔するには 85
不斷の 12
普通教育を 26-1
普通選挙を 15-2
復権を 7-6, 73-7
不當に 38-1
普遍的な 前-2
普遍の 前
不法行為に 17
部面に 25-1
不利益な 38, 38-2
武力に 9
武力の 9
文化的な 25
文書を 7-8
紛争を 9
文民で 66-1

へ

平穩に 16
閉會と 54-1
平和の 前-1
平和を 前-1*3, 9
經た 96-1
經なければ 86, 88, 96
經る 73-3
便益 89

偏狹を 前-1
変更するには 84
辯護士 77
辯護人に 34
辯護人の 34
辯護人を 37-2

ほ

放棄 2章
法規 10章
放棄する 9
法規で 98
法規は 98-1
報告し 72
報告しなければ 91
報告と 90
奉仕者で 15-1
奉仕者では 15-1
報酬は 79-5, 80-1
報酬を 79-5, 80-1
法則に 前-2
法則は 前-2
法廷で 34, 82
法の 14
方法 47
法律 7-1, 16, 74, 81, 84, 98
法律案は 59, 59-1
法律案を 59-3*2
法律で 10, 27-1, 29-1, 43-1,
44, 47, 64-1, 79-3, 90-1, 92, 103
法律と 59, 59-1
法律にのみ 76-2
法律の 4-1, 7-5, 7-8, 17, 26,
26-1, 30, 31, 40, 49, 50, 59-2,
60-1, 66, 67-1, 73-4, 73-6*2,
76, 79, 79-4, 80, 84, 93, 93-1,
94, 95, 100-1, 102
法律は 24-1
法律を 73-1
法令 前
外 73
保護する 26-1
保持しない 9-1
保持しなければ 12
保持しようと 前-1

保障 25-1
保障する 11, 12, 15-2, 20, 21,
23, 28, 82-1, 97
補償の 29-2
補償を 40
補則 11章
保存し 57-1
發議し 96
本質的 24-1
本旨に 92
本人 34
本人の 38-2

ま

毎會計年度の 86
毎年 52, 90, 91
前に 100-1
まだ 101
又 12, 18, 34, 37-1, 39, 58-1,
63
又は 8, 9, 14*2, 14-2, 16*2,
17, 20, 20-1, 22-1, 31, 34, 35-1,
38-1, 38-2, 39, 40, 44, 51, 60-1,
63, 67-1, 69, 70, 81, 82-1*2,
84*2, 85, 89*2, 96, 98, 99, 103
免かれ 前-1
満了前に 45

み

自ら 37-2
みだした 58-1
認めない 9-1, 14-1
認められて 103
認められる 57-1
みなす 59-3
身分 14, 44

む

無罪と 39
無罪の 40
無視しては 前-2
無償と 26-1

め

明示する 33, 35
名簿に 80
名譽ある 前-1
名譽に 前-3
命令 16, 81, 98
免除 7-6, 73-7

も

設け 87
設ける 64, 73-6
目的を 前-3, 9-1
若しくは 8, 31, 38-1*2, 89*3
もたらず 前
用ひる 29-2
基いて 6, 6-1, 24, 35, 83, 87,
92
基かなければ 8
基く 前, 1, 85
下に 14, 29-2
求められた 63
求める 17, 37-1, 40, 54-1,
59-2
もの 57-1
もので 前*2, 前-2, 2, 54-2, 97
ものと 59-3, 96-1
者の 14-2, 80, 102
者は 103
物を 35
問題と 82-1
門地 44
門地に 14
や
やうに 29-1
役員を 58

ゆ

唯一の 38-2, 41
有罪と 38-2
有し 14-2, 16, 27, 94
有しない 4, 98

有しないと 63
有する 前-1, 14-2, 22, 24, 25,
26, 33, 35-1, 37, 37-1, 37-2, 77,
81
有すると 63
譲り受け 8
譲り渡し 8
由來し 前

よ

要求が 34, 50, 53, 57-2
要求する 62
要件は 10
擁護する 99
要すると 57-1
抑留 34, 38-1, 40
豫見し難い 87
豫算に 60-1, 88
豫算の 87
豫算は 60
豫算を 60-1, 73-5, 86
よつて 前, 12, 44, 80, 103
よつては 73-3
四年と 45
豫備費の 87-1
豫備費を 87
よらなければ 31, 33, 78
より 2, 4-1, 5, 7, 14, 17*2, 24,
26, 26-1, 30, 35-1, 37-1, 40, 49,
59-2, 60-1, 66, 67-1, 76, 78, 93,
95, 102
よる 前*2, 9, 15-2, 36, 38-1,
55, 56-1, 58-1, 84, 102
因る 18
四十日以内に 54
四分の一以上の 53

ら

濫用しては 12

り

吏員は 93-1
陸海空軍 9-1

離婚 24-1
理想と 前-3
理想を 前-1
離脱する 22-1
立脚して 24-1
立法 13
立法機関で 41
理由が 34
理由と 33
理由に 35
理由は 34
理由を 34
兩議院で 42, 59
兩議院の 43-1, 44, 47, 48, 49,
50, 51, 56-1, 57, 59-2, 60-1, 63,
64, 67-1
兩議院は 43, 55, 56, 57-1, 58,
58-1, 62
良心に 76-2
良心の 19
利用する 12
兩性の 24, 24-1
利用に 89
臨時會の 53
臨時の 54-2

れ

隷従 前-1
令状が 35
令状に 33, 35-1
連署する 74
連帶して 66-2

ろ

六 7-6, 73-6
六十日以内に 59-3
六年と 46
六箇月を 100

わ

わが國 前
わたつて 前
わたる 97

われらと 前
われらの 前, 前-1
われらは 前, 前-1*2, 前-2

ゐ

ゐない 101
ゐる 前-1, 33, 82-1, 103